

3 健 第 1 3 2 2 3 号
令和 4 年 1 月 3 1 日

県内社会インフラ関係事業者 各位

〔 福 島 県 保 健 福 祉 部 長
福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長
(公 印 省 略) 〕

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う濃厚接触者等の自宅待機期間
の短縮について（通知）

このことについて、令和4年1月28日付け3健第13128号でお知らせしているところですが、国（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）の方針を踏まえ、下記のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせします。

記

1 濃厚接触者の自宅待機期間について

変更前	変更後 (令和4年1月29日～)
＜原則＞ 最終曝露日（陽性者との接触等）から 10日間待機 ＜例外＞ 社会機能維持者である濃厚接触者は、 事業者の費用負担により検査を行い、陰 性を確認できた場合は解除可能。 ・PCR検査又は抗原定量検査 → 最終曝露日から6日目に行うこと。 ・抗原定性検査キット → 最終曝露日から6日目及び7日目に 行うこと。	＜原則＞ 最終曝露日（陽性者との接触等）から <u>7日間待機（8日目に解除※）</u> ＜例外＞ 社会機能維持者である濃厚接触者は、 事業者の費用負担により検査を行い、陰 性を確認できた場合は解除可能。 ・抗原定性検査キット → <u>最終曝露日から4日目及び5日目に 行うこと。</u>

※ 10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求める。

2 その他

詳細は添付資料をご参照ください。

同内容は県ホームページでも紹介しております。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



事務担当 事務局社会機能維持班 熊田、本多、白岩
電話：024-521-8668